

労働者の心の健康が確保 された明るい職場実現を

愛知労働局長 熊谷 毅



平素は、労働行政の運営に格段のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年度第61回を迎えます。この間、本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的な労働衛生管理活動を通じた労働者の健康の保持増進と快適な職場環境の形成に大きな役割を果たしてきたところ

です。

愛知県における業務上疾病による被災者数はここ数年若干の増加傾向にありましたが、平成21年は369人となり、前年より79人(17.6%)の大幅な減少となりました。これは、景気低迷の影響が多分に考えられるところですが、発生状況を見ますと、災害性腰痛の減少したことが主な理由となっており、腰痛対策等の関係労使の地道な努力の成果と認識しているところであります。

一方、定期健康診断の結果では、何らかの所見を有する労働者の割合は毎年上昇を続け、平成21年は49.4%の人が所見を有する状況にあり、特

に、脳・心臓疾患に係る等と言われる血中脂質、血圧、血糖値検査に係る有見率が増加傾向にあります。

さらに、警察庁の発表によると、全国で12年連続して3万人を超える自殺者が発生し、その内、労働者の割合は約3割を占め、仕事上の問題が自殺の動機とされた労働者は約2,500人にも及んでいます。また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合が約6割を占める中、仕事上のストレスや過重労働などによる精神障害等の労働請求事案が増加しています。そのため、職場におけるメンタルヘルス対策

策等の充実強化を図り、心の健康づくりの取り組みを推進することが大きな課題となっています。

このような状況を踏まえ、「全国労働衛生週間実施要綱」に基づき、労働者一丸となって着実な取り組みを行い、労働者の健康確保及び快適職場形成促進を図ることが重要です。

まず、メンタルヘルス対策に関しては、経営トップが積極的に推進することを表明し、トップダウンにより社内体制を構築した上で、衛生委員会等の調査審議において、メンタルヘルスケアに関する事業場の現状とその問題点を明確にするとともに、その問題点を解決する具体的な実施事項等についての基本的な計画(「心の健康づくり計画」)を策定・実施することが必要です。また、心の健康づくり計画の実施に当たっては、「セルフケア」、「ラインによるケア」、「事業場内産業保健スタ

ップ等によるケア」及び「事業場外資源によるケア」の4つのメンタルヘルスケアが継続的かつ計画的に行われるよう、教育研修や情報提供が行われることも必要です。

職場環境の改善、メンタルヘルス不調者への対応及び職場復帰のための支援などが各事業場において的確に実施されることが望まれますが、これらのメンタルヘルス対策が円滑に行えるよう、愛知産業保健推進センター内にメンタルヘルス対策支援センターを設置し、メンタルヘルスケアに関する取り組みの相談に対応できる体制を作りましたので、ご活用をお願いいたします。

次に、定期健康診断に關しては、第11次労働災害防止計画の目標として、「健康診断結果における有見率の増加傾向に歯止めをかけ減少に転じさせること」を掲げています。この目標を達成するためには、定期健康診断

及びその結果に基づく事後措置の確な実施に加え、労働者に対する継続的な運動指導、栄養指導、保健指導等の実施、さらには、労働者自らが自主的、自発的に健康管理に取り組みることが必要です。

労働衛生管理体制の確立が重要であり、労働衛生管理水準を着実にレベルアップしていかねばなりません。そのためには、リスクアセスメントを中核とする労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）を導入することが有効です。まだ導入されていない事業場におかれましては、導入に向けての早急な取り組みを是非ともお願いしま



す。本年度の全国労働衛生週間のスローガンは、『心の健康維持・増進 全員参加でメンタルヘルス』です。近年、労働者のメンタルヘルス不調など心の健康問題が重要な課題となっていることを踏まえ、心の健康維持・増進を図るために、全員参加でメンタルヘルス対策に取り組むことを掲げています。経営トップの強い決意とリーダーシップのもと、労働者、管理監督者、産業保健スタッフ等がそれぞれ役割と責任を認識し、組織的かつ積極的な取り組みにより、労働者の心の健康が確保された明るい職場が実現されるよう祈念します。

第61回全国労働衛生週間スローガン
心の健康維持・増進 全員参加でメンタルヘルス

愛知労働局の
ホームページをご利用下さい。

労働基準監督署、ハローワークの地図、相談窓口、労働関係情報等を掲載しています。

アドレス <http://www.aichi-rodou.go.jp/>
問い合わせ先 愛知労働局総務部企画室

☎ 052-972-0252